

三原市地域共生社会推進プラットフォーム設置要綱

(設置)

第1条 三原市(以下「市」という。)における地域共生社会の推進を目的に、分野や領域を超えた地域福祉の担い手が連携し、新たなつながりの形成と目的・意識の共有を図ることで、「誰一人取り残さない」環境づくりを推進する場として、三原市地域共生社会推進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 分野・領域を超えた構成機関や関係者の情報共有及び交流促進に関する活動
- (2) 地域共生社会の実現に関連する先進事例等の研修会及び情報交換会を通じた人材育成及び意識啓発に関する活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動
(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画を希望する団体等は市長に申込みを行うものとする。

2 市長は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 地域共生社会の実現に関連する事業を現に行っている、又は今後行おうとしている団体等であること。
- (2) 地域共生社会に関心を有する団体等であること。
- (3) 宗教的又は政治的活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと。
- (5) 公序良俗に反する行為や違反行為がないこと。

(プラットフォームからの退会)

第4条 会員は、退会届を市長に提出して、任意に退会することができる。

(プラットフォームの会員資格の喪失)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 会員がプラットフォームの信用を著しく害したと認められた場合
- (2) 会員が解散し、又は営業を停止した場合
- (3) 会員が暴力団等反社会的勢力であること又は反社会的勢力との関係があることが判明した場合
- (4) その他プラットフォームの運営にあたり重大な支障が生じると認められた場合

(守秘義務)

第6条 会員は、プラットフォームの目的以外に正当な理由がなく、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、プラットフォームを退会した後も、同様とする。

(会費)

第7条 プラットフォームに係る入会費及び年会費は無償とする。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務を処理するため、社会福祉課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。